

地方公共団体における総合的な危機管理体制の

整備に関する検討会 委員

(五十音順・敬称略)

うちこし 打越	あやこ 綾子	成城大学法学部助教授
おおつき 大槻	しげる 茂	京都府危機管理監
かなだに 金谷	やすひろ 裕弘	総務省消防庁国民保護・防災部防災課長
きつかわ 吉川	としこ 肇子	慶應義塾大学商学部助教授
こうだ 幸田	まさはる 雅治	総務省消防庁総務課長
こむら 小村	たかし 隆史	富士常葉大学環境防災学部助教授
つるまき 鶴巻	つぐお 嗣雄	新潟県危機管理監
なかむら 中邨	あきら 章	明治大学副学長・大学院長・危機管理研究センター所長
のぐち 野口	かずひこ 和彦	(株) 三菱総合研究所研究理事
はまだ 濱田	せいじ 省司	総務省消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室長
ひがしだ 東田	まさとし 雅俊	兵庫県防災監

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会 開 催 要 綱

(目的)

第1条 自然災害・異常気象の頻発・大規模化、顕在化又は新たに生じた危機管理事案（社会インフラ関係の事故、テロ、新たな疫病等）に鑑み、地方公共団体の総合的な危機管理体制の整備について検討する。

(検討会の開催等)

第2条 前条の目的を達成するため、地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会（以下、「検討会」という。）を開催する。

2 検討会は、別に定める委員により組織する。なお、検討会には、委員本人に代えて、代理の者を出席させることができるものとする。

3 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。なお、必要に応じ延長を妨げないものとする。

4 検討会に、委員の互選により座長を置く。

(検討会の庶務)

第3条 検討会の庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室においてこれを処理する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、第1条に掲げる目的を達成するために必要な事項については、座長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月25日から施行する。

検討会設置の背景及び目的

1 検討会設置の背景

- 自然災害・異常気象の頻発・大規模化、顕在化又は新たに生じた危機管理事案（社会インフラ関係の事故、テロ、新たな疾病等）に鑑みると、各地方公共団体において防災・国民保護などの事務をはじめとする的確な危機管理を行うことが求められており、総合的な危機管理体制をより一層充実・強化することが喫緊の課題。

2 検討会設置の目的

- 国全体の状況を踏まえた幅広い視点から、地方公共団体の危機管理組織のあり方や危機管理事案への対応のあり方、危機管理分野における人材育成のあり方等、地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備について、具体的かつ専門的に調査・検討を行う。
- 検討結果を報告書の形でまとめ、地方公共団体に助言を行うこと等により、地方公共団体、特に都道府県における総合的な危機管理体制の充実・強化を図る。

（参考） 平成 19 年度消防庁重点施策

第 3 重点的に推進すべき事項

Ⅵ 消防団の充実と地域防災力の強化

2. 地域における防災力の充実・強化

（1）総合的な危機管理体制の構築

地方公共団体の総合的な危機管理体制の強化を図るため、地方公共団体の危機管理事案への対処の実態に関して幅広く調査・分析を行い、危機管理組織のあり方や危機管理分野における人材育成のあり方等について検討する。

「地方公共団体の防災体制のあり方に関する 調査検討委員会報告書」（平成 14 年 3 月）概要

1 危機管理組織について

(1) 組織体制のあり方

ア 都道府県における危機管理組織の構築

- ・全国的に組織体制について、名称、体制のあり方の標準化
- ・危機管理監等の専任スタッフが首長等を補佐する組織の構築

イ 市町村における危機管理組織の構築

- ・危機管理監等の専任の者が首長等を補佐する組織の構築
- ・消防担当部局が防災業務全体又は災害発生時の応急対策を担う組織体制
- ・消防機関が別人格の団体となる組合消防管轄内の市町村の組織体制

①人事交流により消防機関の人材を防災に有効活用する。

②構成市町村の危機管理監による協議会を設置し、連携強化を図る。

③防災業務の一部を組合消防に委託し、組合消防に危機管理監を設置する。

(2) 応急対応システムのあり方

大規模災害の発災時には、全庁的に対応する必要が出てくるため、防災主管課以外の部署が、普段から自らの防災施策について責任を持ち、災害予防対策、応急対策、復旧・復興対策を図るため、防災関係部局以外の部署での防災責任者の設置。

2 国と地方の役割分担について

(1) 市町村、都道府県、国の災害対策基本法上の役割分担

市 町 村	災害の一次的対応
都 道 府 県	市町村の活動が円滑に行われるように的確に支援
国	消防等の広域応援の実施、必要な物資等を調達する等の支援

(2) 災害時の市町村、都道府県、国の連携のあり方

ア 災害発生地域に一定の責任を有するリエゾンオフィサー（情報収集を行うために各機関が派遣する職員）を国・地方公共団体が相互に派遣する仕組み。

イ 国の現地対策本部は、都道府県の災害対策本部と同一の場所又は現地対策本部と物理的に近い場所に設置し、密接な連携の下に災害対応を行う。

(3) 都道府県の市町村に対する支援のあり方

ア 市町村の活動環境の改善

- ・市町村の防災体制の点検、訓練の実施の支援
- ・市町村の応急対策を支援する情報（隣接市町村の状況等）の提供。
- ・効果的な広報による混乱防止。
- ・災害救助法の早期適用等による財政負担に対する不安の早期解消。

イ 被災地への都道府県職員の派遣

単独では意思決定が困難な業務について市町村が現場で即決即断できるよう、必要に応じて現地の状況を把握する能力等を有した都道府県職員を被災地に派遣。

3 人材育成について

(1) 危機管理に関する研修の充実

地方公共団体の危機管理に関する人材育成を推進するための取り組み。

ア 各都道府県で行われている研修

防災担当職員に対する防災研修を実施している都道府県は、33団体である。主な研修の内容は、基礎的な知識の習得を目指したものである。

イ 国・地方を通じた総合的な危機管理に関する研修制度の構築

- ・消防大学校での現在の講習を更に実践的なものとする。
- ・消防大学校で、地方消防学校等との連携を踏まえた新しい仕組みの検討。
- ・地方公共団体職員向けの危機管理についてのeラーニングシステムの提供。

- ・ 地方公共団体が地元国公立大学や私立大学等と連携をとり講座を開設。
- ウ 消防団、自主防災組織等、防災のリーダーとなりうる地域住民の研修制度の構築。
- (2) 危機管理に関する国と地方及び地方相互間の人事交流制度、海外派遣制度の構築。
- (3) 危機管理に関する専門職員を育成するための人事ローテーションの工夫
 - ア 危機管理知識や経験を総合的に蓄積できるような人事ローテーションの工夫。
 - イ 地方公共団体の専門職員同士の情報共有を図るための連絡組織の作成。

4 危機管理体制の強化に向けての取り組みについて

(1) 総合的な危機管理体制評価指針の作成

- ア 危機管理体制を客観的に評価する指針の作成

地域の危機対応力の評価を推進するとともに、住民との情報の共有化を図る。
- イ 危機管理マネジメントシステムの構築

地域防災計画の作成、実施・運用、監査等評価、見直しを継続的に実施し、危機管理体制、危機対応力の維持、向上に繋がる。
- ウ 評価の公表

住民の納得を得るために地方公共団体が危機管理施策を推進する動きに繋がる。
- エ 監査等評価を専門家グループからなる評価チームが行うような体制整備。

(2) 相互間地域防災計画の整備

広域的な大規模災害が発生した際の円滑な連携と的確な対応を行うため、災害対策基本法第43条及び第44条に基づく相互間地域防災計画を作成する必要がある。

(3) 応急対応マニュアルの整備

都道府県の地震応急対応マニュアルの策定状況（H13.4.1 現在）
作成31団体 ハンドブック作成10団体 作成中6団体

(4) 図上訓練の実施等

- ・ 自らの危機対応力の認識、自らの部署がもつ危機管理に関する課題の把握。
- ・ 図上訓練は、企画・運営に高い専門性が求められるため、訓練の検証までのノウハウの蓄積を行っていくための体制の整備が必要。
- ・ 訓練の客観的な検証を行うために第3者による検証が有益。
- ・ 住民啓発活動を考慮し、住民との協働により行われる防災訓練の導入の検討。
- ・ G I S活用の防災マップの作成等により、住民の自主的な防災活動の推進が期待できる。

国における危機管理に関する検討の内容

【調査方法】

以下の情報は、過去5年間(平成13年～現在)、国において設置した危機管理に関する内容を検討課題とした主な検討会等について、各省庁ホームページから調査したもの。

○地方公共団体の危機管理体制に関する検討

主催	検討会等名称	検討内容	設置した年
総務省消防庁	地方公共団体の地域防災力・危機管理対応力評価指針作成検討会	地方公共団体の地域防災力等の評価に関する研究等について	平成14年
総務省消防庁	地方公共団体の防災体制のあり方に関する調査検討委員会	地方公共団体の防災体制(組織・人材育成等)の研究等について	平成13年

○その他

主催	検討会等名称	検討内容	設置した年
内閣官房	寒波・雪害対策に関する関係省庁連絡会議	寒波・雪害対策に関する関係省庁の連携について	平成17年
内閣府	災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との連携に関する検討会	福祉と防災の連携について	平成18年
内閣府	大規模災害発生時における国の被災地応急支援のあり方検討会	国の被災地支援のあり方について	平成17年
内閣府	中山間地等の集落散在地域における地震防災対策に関する検討会	中山間地の防災対策に関する研究等について	平成17年
総務省消防庁	災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力検討会	災害時における事業所の防災協力について	平成17年
総務省消防庁	初動時における被災地情報収集のあり方に関する検討会	災害発生時の被災地情報の収集について	平成17年
総務省消防庁 国土交通省	地下鉄道の火災対策検討会	地下鉄及びトンネル等における火災対策について	平成16年
厚生労働省	厚生科学審議会 感染症分科会感染症部会	感染症の事例研究・対策等について	平成13年
厚生労働省	厚生科学審議会 感染症分科会感染症部会動物由来感染症ワーキンググループ	動物由来感染症の対策等について	平成15年
厚生労働省	厚生科学審議会 感染症分科会感染症部会新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会	新型インフルエンザに関する対策等について	平成15年
厚生労働省	厚生科学審議会 感染症分科会感染症部会感染症技術ワーキンググループ	感染症に係わる医療従事者の技術等の研究について	平成16年
農林水産省	リスク管理検討会(内閣府「食品安全委員会」の諮問機関)	食品消費に関する問題(BSE問題等)に関する対策等について	平成17年
農林水産省	農業災害補償制度検討会	農業に関する災害補償制度のあり方について	平成13年
水産庁	漁業地域防災対策検討委員会	漁村等の総合的な防災対策の強化に関する研究等について	平成17年
国土交通省	大規模降雨災害対策検討会	水害対策のあり方について	平成17年
国土交通省	ゼロメートル地帯の高潮対策検討会	ゼロメートル地帯の高潮対策に関する研究等について	平成17年
国土交通省	浸水想定区域内総合調査に係る検討会	浸水想定区域の総合調査に関する研究等について	平成17年
国土交通省	港湾保安対策検討会	港湾施設の保安対策について	平成15年
海上保安庁	津波・高潮ハザードマップ研究会 事例集検討会	津波・高潮ハザードマップの研究等について	平成16年

最近の地方公共団体の取組状況

1 防災・危機管理専門職(部(局)次長級以上)の配置状況(都道府県) (団体数)

職 名		平成18年度	平成13年度
部(局)次長級以上の配置		44	18
内 訳	部(局)長よりも上席の理事等	1	1
	部(局)長級	28	10
	部(局)次長級	30	7

※内訳の数値には、同一団体において複数配置(1団体で部長級と部次長級を配置 等)している団体を含む

2 防災・危機管理組織を所管する部局の状況(都道府県) (団体数)

組 織	平成18年度	平成13年度
危機管理部局 (危機管理部、総合防災部 等)	20	1
総務部局 (総務部、企画管理部 等)	19	27
生活環境部局 (生活環境部、県民文化部 等)	8	19

3 防災訓練の実施状況(市町村) (延べ回数)

	平成16年度	平成13年度
防災訓練	6,989	6,792

4 自主防災組織の活動状況(市町村) (延べ回数)

	平成16年度	平成13年度
防災訓練	6,989	6,792
防災知識の啓発	59,889	53,621

【データ出典】

(1、2)

- ・ 消防防災業務の所管部署等に関する調べ(平成18年4月)
- ・ 地方公共団体の防災体制、避難体制の現場及び整備方策に関するアンケート調査(平成13年7月)

(3、4)

- ・ 地方防災行政の現況(平成15年1月、平成18年3月)

地方公共団体等が対応した主な危機管理事案

○自然災害

事 案	発生日	概 要	地方公共団体の対応
平成7年兵庫県南部地震 (兵庫県)	1995年1月17日	淡路島北部を震源とするM7.3(震度7)の大都市直下型地震 (被害) ・死者6,433名 ・負傷者43,792名 等	(兵庫県) ・対策本部の設置 等
三宅島の火山活動 (東京都三宅村)	2000年6月26日	三宅島における火山の噴火による災害 (被害) ・負傷者1名 等 ※全島避難	(東京都) ・対策本部の設置 等
東海豪雨 (静岡県、岐阜県、愛知県、三重県)	2000年9月11日 －12日	東海地方で発生した豪雨災害 (被害) ・死者10名 ・負傷者115名 等	(岐阜県、愛知県、三重県) ・対策本部の設置 等
平成16年7月新潟・福島豪雨 (新潟県、福島県)	2004年7月12日 －13日	新潟県中越地方や福島県会津地方で発生した豪雨災害 (被害) ・死者16名 ・全壊70戸 ・半壊5,354戸 等	(新潟県、福島県) ・対策本部の設置 等
平成16年7月福井豪雨 (福井県、岐阜県)	2004年7月17日 －18日	福井県嶺北地方や岐阜県で発生した豪雨災害 (被害) ・死者3名 ・全壊69戸 ・半壊140戸 等	(福井県、岐阜県) ・対策本部の設置 等
平成16年新潟県中越地震 (新潟県)	2004年10月23日	新潟県小千谷市を震源とするM6.8(震度7)の直下型地震 (被害) ・死者51名 ・負傷者4,805名 等	(新潟県) ・対策本部の設置 等

○武力攻撃・テロ

事 案	発生日	概 要	地方公共団体等の対応
地下鉄サリン事件 (東京都千代田区他)	1995年3月20日	地下鉄内において、オウム真理教団が散布した毒物サリンによる大量殺傷事件 (被害) ・死者12名 ・負傷者5,510名 等	(東京都) ・対策本部の設置 等
北朝鮮弾道ミサイル発射事案 (着弾場所:岩手県三陸沖)	1998年8月31日	北朝鮮による弾道ミサイル発射事案 (被害) ・なし	—
能登半島沖不審船事案	1999年3月23日	能登半島沖で発生した日本漁船を装った北朝鮮の工作船と見られる不審船(2隻)による領海侵犯事案 ※被害なし	(自衛隊) ・海上警備行動 等 (海上保安庁) ・停船命令、警告 等
九州南西海域不審船事案	2001年12月18日	九州南西海域の東シナ海で発生した北朝鮮の工作船と見られる不審船による領海侵犯及び海上保安庁巡視船への銃撃事案 ※不審船は、自爆により沈没	(自衛隊) ・監視 等 (海上保安庁) ・停船命令、警告 等
北朝鮮弾道ミサイル発射事案 (着弾場所:日本海上)	2006年7月5日	北朝鮮による7度にわたる弾道ミサイル発射事案 (被害) ・なし	(都道府県) ・24団体 情報連絡室等を設置 ・23団体 情報収集・連絡体制の強化

○事故

事 案	発生日	概 要	地方公共団体等の対応
豊浜トンネル岩盤崩落事故 (北海道余市町、古平町)	1996年2月10日	北海道豊浜トンネル内で発生した岩盤崩落事故 (被害) ・死者20名 等	(北海道) 対策本部の設置 等
ナホトカ号重油流出事故 (島根県隠岐島沖)	1997年1月2日	日本海を航行していたロシア船籍タンカーの座礁による重油の流出事故 (被害) ・重油の海上流出(水資源への影響) 等	(福井県) 重油災害対策本部の設置、環境影響調査実施 等
第32回明石市民夏まつりにおける花火大会事故 (兵庫県明石市)	2001年7月21日	歩道橋において、花火大会会場に向かう観客と帰途についた観客が押し合いになり、折り重なって転倒したために発生した死傷事故 (被害) ・死者11名 ・負傷者247名 等	(明石市) ・対策本部の設置 ・事故調査委員会の設置 等

JR福知山線脱線事故 (兵庫県尼崎市)	2005年4月25日	通勤時間帯における列車脱線事故 ※原因調査中 (被害) ・死者107名 ・負傷者555名 等	(兵庫県) ・事故対策本部の設置 等 (尼崎市) ・災害対策本部の設置 等
------------------------	------------	--	--

○感染症

事 案	発生日	概 要	地方公共団体等の対応
堺市学童集団〇157集団食中毒事案 (大阪府堺市)	1996年7月13日	学校給食による集団食中毒事案(原因:腸管出血性大腸菌〇157) (被害) ・死者3名 ・罹患者3,779名	(堺市) 対策本部の設置 等
重症急性呼吸器症候群(SARS)感染者の来日	2003年5月8日 －13日	2003年5月8日から13日まで関西方面に滞在していた台湾人医師が、帰国後、重症急性呼吸器症候群(SARS)可能性例となったため、日本における感染被害が懸念された事案 ※感染例なし	(大阪市) ・対策連絡会議の設置 等
京都府における高病原性鳥インフルエンザの発生事案 (京都府丹波町ほか)	2004年2月26日	京都府内の農場において高病原性鳥インフルエンザが発生した事案 (被害) ・処分養鶏約24万羽 等 ※人的被害なし ※2004年 山口県、2005年 茨城県 において発生	(京都府) ・対策本部の設置 等

※その他の事例

事 案	発生日	概 要	地方公共団体等の対応
大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件 (大阪府池田市)	2001年6月8日	大阪府池田市の国立小学校で発生した侵入者による殺傷事件 (被害) ・死者8名、負傷者15名	
新宿歌舞伎町雑居ビル火災 (東京都新宿区)	2001年9月1日	東京都新宿区歌舞伎町で発生した雑居ビル火災(原因は放火の疑い) (被害) ・死者44名	
愛媛県立宇和島水産高校水産実習船沈没事故 (ハワイ オアフ島沖)	2003年2月10日	宇和島水産高校の水産実習船「えひめ丸」が、急浮上してきた米海軍原子力潜水艦と衝突、沈没した事件 (被害) ・負傷者12名 ・行方不明者9名	(愛媛県) ・事故対策本部の設置 等
神栖町飲用井戸ヒ素汚染 (茨城県神栖町)	2003年3月	井戸水から基準値を超える高濃度のヒ素が検出された水質汚染事案(原因調査中) (被害) ・神州町木崎地区において井戸水を使用していた住民の健康被害(手足のしびれ・ふるえ 等)	(茨城県) ・健康影響調査の実施 等
シティハイツ竹芝エレベーター事故 (東京都港区)	2006年6月3日	東京都港区の共同住宅に設置されているエレベーターの故障により発生した死亡事故(事件後、全国的にエレベーターの点検が行われた) (被害) ・死者1名	(港区) ・現地対策本部の設置 ・都営・公営住宅のエレベーター調査・点検
埼玉県ふじみ野市プール死亡事故 (埼玉県ふじみ野市)	2006年8月11日	埼玉県ふじみ野市の市営プールにおいて、女児が吸水口に吸い込まれて死亡した事故(事件後、全国的にプール施設の点検が行われた) (被害) ・死者1名	(ふじみ野市) ・事故調査委員会の設置
首都圏大規模停電 (東京都、神奈川県、千葉県の一部)	2006年8月14日	作業船のクレーンが送電線に接触・ショートによる停電事故 (被害) ・鉄道機関の機能停止 ・電話の一時不通 ・エレベーターの閉じこめ 等	(東京都) ・各局所管事業への影響について緊急点検 等
広島県呉市等への水道送水施設事故 (広島県呉市、江田島市)	2006年8月25日	送水隧道内への岩盤等の崩落による断水事故 (被害) ・30,950世帯 断水 ・7企業 工業用水の給水停止又は制限 等	(広島県) ・対策本部の設置 等 (呉市) ・事故対策本部の設置 等 (江田島市) ・対策本部の設置 等

今後の検討の進め方（案）

1 対象とする危機管理事案の範囲（案）

限られた時間の中で効率的に実の多い議論を行い、地方公共団体の総合的な危機管理体制の整備という目的を果たすため、

- ① 当該地方公共団体の住民の生命、身体又は財産に、直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事案であり、
- ② 当該地方公共団体が全庁的又は部局横断的に事態への対応及び事態発生防止に取り組むべき事案

を、検討の対象とする危機管理事案とする。

2 検討の進め方（案）

- ① 平成 18 年度は、危機管理事案に関する地方公共団体の実例・実態の調査・分析を行う。主な内容は以下の 2 点。
 - 地方公共団体の危機管理事案への対応の実態に関し、現行の危機管理に係る諸制度の検証を含め、幅広く調査・分析を行う。
 - 総合的な危機管理体制の充実・強化に関して先進的な取組をしている地方公共団体の調査・分析を行う。
- ② 平成 19 年度は、平成 18 年度の検討結果を踏まえ、地方公共団体（特に都道府県）における、以下の事項について検討する。
 - （ア） 危機管理組織のあり方
 - （イ） 危機管理事案への対応のあり方
 - （ウ） 危機管理事案に対処するため平素から取り組むべき事項
 - （エ） 危機管理分野における人材育成のあり方

※ 他団体や他の機関との協力体制や、危機管理事案への直接の対応とは異なる、救援や物資の備蓄等は本検討会の対象からは除くものとし、地方公共団体内部で完結する狭義の危機管理体制について検討を行う。

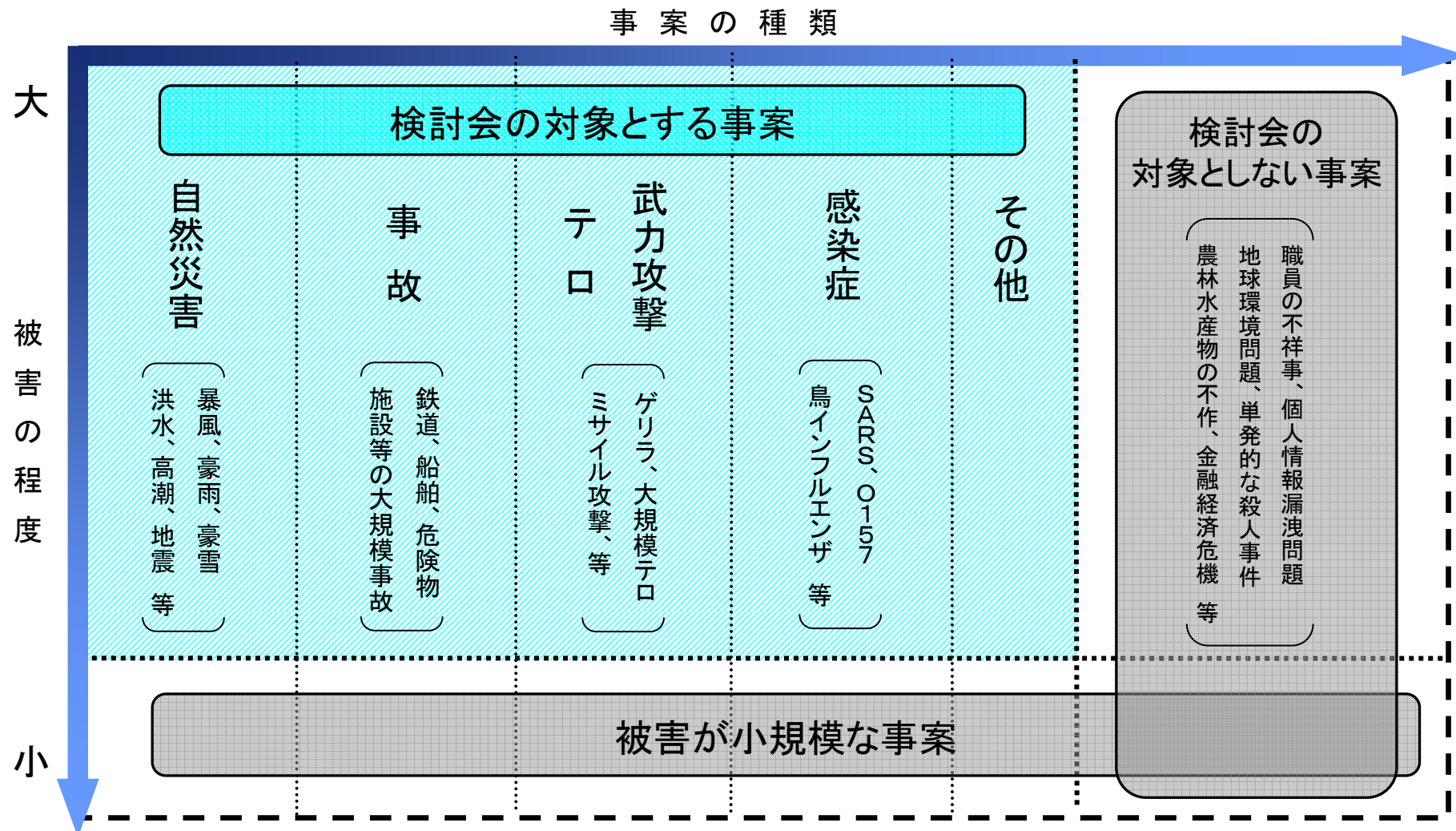
※ その他、救助や避難活動、防疫等の細かい現場での活動についても、検討の対象から除くものとする。

検討の対象とする事案の範囲(イメージ)

資料7-2

検討の対象とする危機管理事案

- 当該地方公共団体の住民の生命、身体又は財産に、直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事案
- 当該地方公共団体が全庁的又は部局横断的に事態への対応及び事態発生の防止に取り組むべき事案



検討の進め方（イメージ）

H18年度

危機管理事案に関する地方公共団体の実例・実態の調査・分析

危機管理事案への対応の実態に関し、幅広く調査・分析

（現行の危機管理に係る諸制度の検証を含む。）

〔ex. SARS、鳥インフルエンザ、JR福知山線列車事故、H16新潟豪雨〕

地方公共団体あて調査の実施

調査結果取りまとめ

総合的な危機管理体制の充実・強化に関して先進的な取組をしている地方公共団体の調査・分析

調査・分析結果を地方公共団体に還元

H19年度

地方公共団体における危機管理体制の整備方策の検討

（H18年度の検討結果を踏まえ地方公共団体における以下の4項目について検討）

平時の取組

危機管理事案発生時の取組

（ア）

危機管理組織のあり方

（イ）

危機管理事案への対応のあり方

（ウ）危機管理事案に対処するため平素から取り組むべき事項

（エ）危機管理分野における人材育成のあり方

＜具体的な事例＞

危機管理組織機構、危機管理組織の所掌事務、危機管理専門職、事案発生時において設置される臨時組織のあり方、意思決定権の所在 等

危機管理事案発生時における初動体制、情報収集、住民への情報伝達、マスコミへの対応 等

※個々の事案に対処するための現場での活動を除く

訓練のあり方、防災計画等の整備
危機管理意識の醸成 等

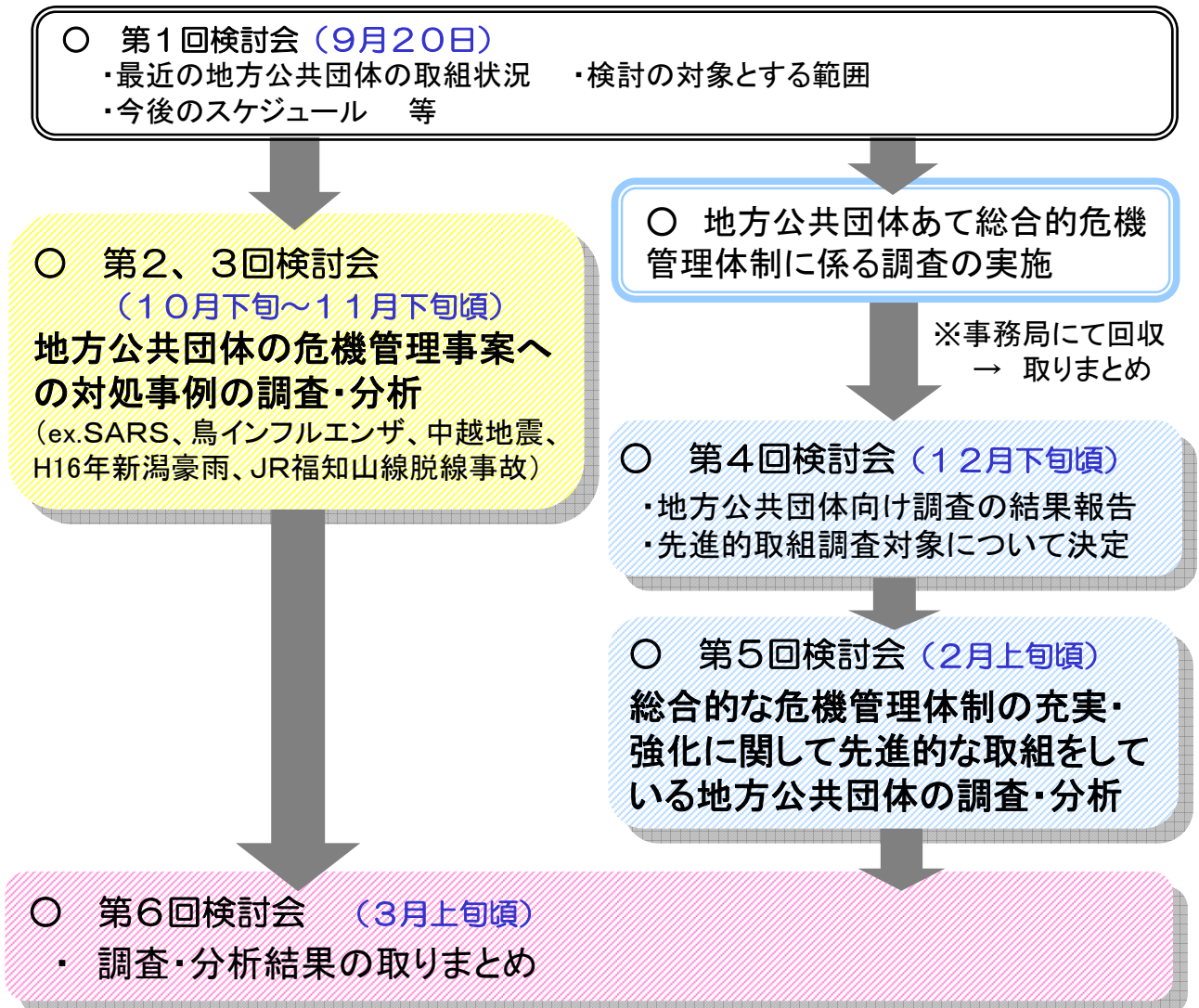
研修制度、人材育成制度等

地方公共団体（特に都道府県）における
総合的な危機管理体制の充実・強化

今後のスケジュール（予定）

H18

危機管理事案に関する地方公共団体の事例・実態の調査・分析



H19

地方公共団体における危機管理事案の整備方策の検討

